

議案第 53 号

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）等及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年里庄町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条 2 項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に、「第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書」を「第 22 条第 7 項（同法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「「個人番号カード」」を、「「個人番号カード等」」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に、「個人番号カード又は」を「個人番号カード等又は」に、「個人番号カードにおいては、」を「個人番号カード等については」に、「いう。移動端末設備については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）」を「いい、移動端末設備については同規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。